記載する。

④　「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑤　「随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑥　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑦　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑧　「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。

⑨　「認定申請基準日における」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前における状況を、「認定申請基準日までに」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。

⑩　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑪　「第9条第10項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第9条第10項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4　施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）について」は、経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）を行った場合に記載する。

⑫　「特別子会社」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

（別紙1）

第＿種＿＿＿＿認定中小企業者に係る報告事項①

（認定年月日：　　年　月　日、認定番号：　　）

1　経営承継受贈者（経営承継相続人）について

<table>
<tr><td colspan="3">随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における総株主等議決権数</td><td colspan="2">(a)　　個</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合</td><td>(b)+(c)　　個
((b)+(c))/(a)　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="2">随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合</td><td>(b)　　個
(b)/(a)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)
（本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。）
□第70条の7　□第70条の7の5
□第70条の7の2　□第70条の7の6
□第70条の7の4　□第70条の7の8</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="2">(*1)のうち随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）までに譲渡した数</td><td>個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における同族関係者</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(c)　　個
(c)/(a)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">第9条第10項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">第9条第10項各号に該当し、代表者を退任した年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2　施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与）（当該規定を第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者及び第二種特例贈与（相